

第37回 定時総会資料

第37期 事業報告書

第37期 決算報告書

令和2年4月 1日より

令和3年3月31日まで

第38期 事業計画書(案)

第38期 収支予算書(案)

令和3年4月 1日より

令和4年3月31日まで

令和2年5月27日



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

目 次

第 37 期（令和 2 年度）事業報告書 5p

第 37 期（令和 2 年度）決算報告書 25p

- ・貸借対照表
- ・正味財産増減計算書
- ・財務諸表に対する注記
- ・収支計算書
- ・財産目録
- ・第 37 期（令和 2 年度）監査報告書

第 38 期（令和 3 年度）事業計画書（案）34p

第 38 期（令和 3 年度）収支予算書（案）38p

<公正競争規約・会則> 39p

- ・釣竿の表示に関する公正競争規約及び施行規則
- ・釣竿における公正マーク使用及び基準に関する規則
- ・全国釣竿公正取引協議会 会則

<名簿> 57p

- ・会員名簿
- ・役員名簿
- ・総務委員会委員名簿
- ・調査指導委員会委員名簿

第 37 期

令和 2 年度 事業報告書

令和 2 年 4 月 1 日より
令和 3 年 3 月 31 日まで



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

I. 庶務事項

1. 会員の移動状況

期首	期中移動		期末
	入会	退会	
64	0	0	64

2. 会議、報告会等の開催概要

2-1 第36回定時総会（書面開催）

資料送付日 令和2年5月27日（水）

開催方法 資料送付の上、委任状・議決権行使書の提出

会員総数 64社

出席会員総数 63社

うち 委任状提出会員 40社・議決権行使書提出会員 23社

議案および議決結果

第1号議案 役員を選出について

選出された役員 理事1名

保井 利彦 氏 株式会社シマノ 釣具事業部 開発設計部長

（原案の通り承認）

第2号議案 第36期 令和元年度 事業報告について

（報告どおり承認）

第3号議案 第36期 令和元年度 決算報告について

（報告どおり承認）

第4号議案 第36期 令和元年度 監査報告について

（監査報告を承認）

第5号議案 第37期 令和2年度 事業計画（案）について

（原案どおり承認）

第6号議案 第37期 令和2年度 収支予算（案）について

（原案どおり承認）

第7号議案 その他

役員選考委員会設置及び役員選考委員会委員選出について

（原案どおり承認）

会員表彰 次回定時総会・理事会にて改めて表彰を実施

会員表彰 永年継続 10 年	
株式会社キャップス	第 119 回理事会
株式会社ブライトリバー	(平成 21 年 12 月 18 日) 入会承認

2-2 理事会 (4 回開催)

① 第 161 回

資料送付日 令和 2 年 5 月 27 日 (水)

開催方法 書面開催

議案資料送付及び議決権行使書 (理事) 又は意見表明書 (監事) の提出

出席者数 理事 11 名、監事 2 名

議 案

第 1 号議案 第 36 期 (令和元年度) 事業報告について

第 2 号議案 第 36 期 (令和元年度) 決算報告について

第 3 号議案 第 36 期 (令和元年度) 監査報告について

第 4 号議案 その他

② 第 162 回

日 時 令和 2 年 9 月 10 日 (水) 14:00~15:30

開催方法 オンライン会議システム (Zoom)

出席者数 12 名 (委任状出席 1 名)、監事 2 名

議 案

第 1 号議案 第 160 回・第 161 回理事会について

第 2 号議案 8/19 第 44 回調査指導委員会開催報告について

第 3 号議案 令和 2 年度期中 (4 月~8 月) 収支状況報告について

第 4 号議案 周知広報について

第 5 号議案 公正マーク使用に関する申請手続きの電子化について

第 6 号議案 その他

③ 第 163 回

日 時 令和 2 年 12 月 10 日 (水) 14:00~15:30

開催方法 オンライン会議システム (Zoom)

出席者数 理事 12 名 (委任状出席 1 名)、監事 2 名

議 案

- 第1号議案 令和2年度中間監査について
第2号議案 総務委員会 委員就任について
選出された委員 2名
鈴江 浩康 氏 グローブライド株式会社 常務取締役
保井 利彦 氏 株式会社シマノ 釣具事業部 開発設計部長
第3号議案 周知広報について
第4号議案 その他

③ 第164回

日時 令和3年3月10日(水) 14:00~15:00

開催方法 オンライン会議システム (Zoom)

出席者数 理事 12名 (委任状出席1名)、監事 2名

議案

第1号議案 第13回総務委員会開催報告について

第2号議案 第37期(令和2年度)事業報告

および第38期(令和3年度)事業計画(案)について

第3号議案 第37期(令和2年度)収支決算見通し

および第38期(令和3年度)収支予算(案)について

第4号議案 周知広報について

第5号議案 その他

- 1 第37回定時総会における表彰について
- 2 第37回定時総会開催方法について
- 3 会員からの情報提供(海外における公正マーク)
- 4 その他

2-4 総務委員会 (2回開催)

① 第12回

日時 令和2年9月10日(水) 12:30~13:30

開催方法 オンライン会議システム (Zoom)

出席者数 4名

議題・報告検討事項

第1号議案 役員選考規定について

第2号議案 令和3年度・4年度役員改選について

第3号議案 公正マーク使用に関する申請手続きの電子化について

第4号議案 その他

② 第13回

日時 令和2年3月10日(水) 12:30~13:30

開催方法 オンライン会議システム (Zoom)

出席者数 6名

議題・報告検討事項

第1号議案 令和3年度・4年度役員改選について

第2号議案 その他

2-5 調査指導委員会 (1回開催)

① 第44回

日時 令和2年8月19日(水) 14:00~15:10

開催方法 オンライン会議システム (Zoom) 及び電話

出席者数 8名

議題・報告検討事項

第1号議案 令和2年度調査事業の実施について

第2号議案 次年度以降の調査事業実施について

第3号議案 その他

<当協議会会議一覧>

開催月 会議名	R2 /4	5	6	7	8	9	10	11	12	R3/ 1	2	3	計
定時総会		36 回											1 回
理事会		161 回				162 回			163 回			164 回	4 回
総務委員会						12 回						13 回	2 回
調査指導委員会					44 回								1 回
会員対象調査					中 止								0 回

2-5 官公庁、地方公共団体及び関係団体における総会、連絡会議

①一般社団法人全国公正取引協議会連合会

- ア) 令和2年度 定時総会
開催日 令和2年6月8日(月)
開催方法 書面開催
- イ) 令和2年度 全国公正取引協議会連絡会議及び地方ブロック連絡会議
開催日時 令和2年10月9日(水) 14:00~17:00
開催場所 KKRホテル東京10階 瑞宝の間
東京都千代田区大手町1-4-1

②公益社団法人日本広告審査機構

- ア) 関係団体協議会
開催日時 令和2年12月22日(火) 14:00~15:30
開催方法 オンライン会議システム (Zoom)

2-6 説明会、セミナー等

①東京都主催

- ア) コンプライアンス講習会(景品表示法に関する講習会)
受講日 令和2年11月5日(木)
受講方法 オンライン会議システム

②一般社団法人全国公正取引協議会連合会主催

- ア) 最近における景品表示法の運用状況
開催日時 令和2年10月22日(木) 14:00~16:00
開催場所 よみうりホール
東京都千代田区有楽町一丁目11番1号 よみうり会館7階

③公益社団法人日本広告審査機構主催

- ア) 景品表示法セミナー 最近の景品表示法の運用状況と違反事例について
開催日時 令和2年9月29日(月) 15:00~16:30
開催方法 オンライン会議システム (Zoom)
- イ) 広告担当者のための景品表示法と知的財産権の基礎
開催日時 令和2年12月23日(水) 15:30~16:30
開催方法 オンライン会議システム (Zoom)
- ウ) 景品表示法に違反しないための体制構築のポイント
～事業者が講ずべき表示等の管理上の措置について～
開催日時 令和3年2月16日(火) 15:00~16:30
開催方法 オンライン会議システム (Zoom)

II. 事業の状況

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等に関する事業

(1) 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等の遵守活動

→会員からの問い合わせに対応するとともに Q&A の蓄積を実施した。

(2) 規約・規則等のホームページ掲載及び改定の実施と掲載内容の充実を図る

→会員各社の HP を確認し、表示内容の確認を行った。

(3) 認定および認定書発行業務

公正マーク使用に関する申請書に基づき本年は、下記の通り認定書を発行した

	令和2年度	前年比	令和元年度
新規認定書発行枚数	227 件	68%	330 件
追加認定書発行枚数	83 件	92%	90 件
合計	330 件	78%	420 件

①申請の簡素化、WEB 申請システムの検討

→コスト面を含め、引き続き検討を行う。

(4) 公正マークの頒布、普及

本年度の公正マーク頒布事業は、下記の通りとなっている

	令和2年度	前年比	令和元年度
公正マーク	1,190,000 枚	102%	1,158,000 枚
警告表示マーク	14,000 枚	17%	81,000 枚
公正・警告表示マーク	197,500 枚	151%	130,000 枚
合計	1,401,500 枚	102%	1,369,000 枚

①シール品質のさらなる向上と納期の短縮を図る

→在庫の調整を実施した。

②公正マークの模倣品に対する対策の実施

→会員企業からの情報提供、海外釣り雑誌、HP 等で実態の確認を行った。

③新たな海外商標取得に関する検討の実施

→会員からの情報提供に基づく新たな海外商標についての取得を検討した。

釣竿の輸入実績表

	輸入量 (千本)	対前年比	輸入額 (CIF 百万 円)	対前年比	平均単価 (円)
平成 28 年	3,967	114.26%	13,648	96.12%	3,440
平成 29 年	4,190	105.62%	14,633	107.22%	3,492
平成 30 年	4,479	106.90%	15,762	107.72%	3,519
令和元年	4,033	90.04%	14,962	94.92%	3,710
令和 2 年	4,343	107.69%	13,993	93.52%	3,221

財務省貿易統計より作成

2. 広報・宣伝に関する事業

(1) 協議会についての P R

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて当協議会の PR を実施する。釣り人、釣り関係者をホームページに誘導し当協議会の事業を PR する。

①ポスター、調査事業・検査の様子を紹介したパネル、配布物等にて当協議会を PR
→フィッシングショーの会場開催が中止となったため、オンラインでの展示を実施した。

②ホームページを活用し当協議会を PR

調査事業、フィッシングショー報告の作成を行い、活動内容を PR

→オンラインフィッシングショー内で活動を紹介した。

③会員企業一覧をブース内にて掲示

→オンラインフィッシングショー内で紹介した。

④公正マーク周知広報ポスターの配布時期に合わせたインターネット情報サイトへの編集協力記事の出稿

紙面に限りのあるポスター、雑誌広告では「信頼ある釣竿」の PR、インターネットメディアではなぜ公正マークが貼付されている釣竿は「信頼ある釣竿」なのかを PR

→春夏、秋冬のポスターを引き続き発行し、会員企業の協力で掲示を行った。

→WEB メディアには、オンラインフィッシングショー向けの広告出稿を実施した。

(2) 感電事故防止の啓発

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて感電の危険を周知

- ①電線や鉄道の架線に触ればもちろん、触れなくても感電するおそれがあることを、鉄道の架線に見立てた装置に、釣竿を近づけると釣竿が振動することで感電の恐怖を来場者に疑似体験していただく

→感電事故防止の啓発は、オンラインフィッシングショー、WEBメディアへの広告の両方で実施した。

- ②電力会社等より、感電注意のポスター・DVD等の資料を提供していただき展示・放映

→オンライン開催のため中止した。

- ③感電事故防止の内容を含むリーフレットを配布する

→オンラインブースにて紹介を行った。

(3) 公正マークのPR

多くの釣り人、釣り関係者が集うフィッシングショーにて公正マークのPRを実施
釣り人、釣り関係者が購読する雑誌等への広告出稿

- ①フィッシングショーに出展された会員各位のブース内にて会員証の掲示を協力していただき、事務局では公正マーク入りクリアファイル・公正マークステッカーを来場者に配布し、来場者へ公正マークのPRを実施

→オンライン展示に合わせ実施したアンケートにて、お礼の賞品をお送りする際にステッカーを同封した。

- ②公正マークが貼付された釣竿の展示

公正マークが貼付されている趣旨が来場者の皆様にPRできるよう、公正マークが貼付された釣竿の展示を実施

→オンライン開催のため中止した。

- ③来場者へのアンケートを実施し、その際に公正マークが貼付されている趣旨の説明を実施。回答者には公正マーク入りノベルティグッズを進呈。釣竿公正マークの趣旨が分かってもらえるアンケートの実施と結果集計の迅速化を図る。

→オンラインにて実施し、期間中1,094件の回答があった。

- ④メディアに会員企業及び公正マークの周知広告出稿

広告を出稿するだけでなく、当協議会の事業を取材してもらったり、広告と連携した周知広報事業を検討していく

→WEB記事は8027PV、作成した動画は393回の再生があった。

【業界新聞 3紙】	
釣具界	1月5日号
日本釣具新報	1月1日号
釣具新聞	12月25日号

【釣り雑誌 8誌】			
つり人	7月号	つり情報	6/15号
週刊つりニュース	6/1号	つり丸	6/15号
釣り画報	6月号	ルアーマガジン	7月号
釣りファン	7月号	へら鮎	7月号

【インターネット釣り情報サイト 1媒体】
TSURI HACK 1月22日（金）公開、2月1日（月）公開

⑤公正マークの SNS 一斉投稿

同日同時間に実施できるよう、会員企業へ呼びかけを実施する。

→18社にご協力いただき、当協議会 HP に1日に300を超えるアクセスがあった。

(4) ホームページの更新

①実施事業等の掲載及び内容の充実

公正取引委員会、消費者庁、全国公正取引協議会連合会、日本広告審査機構等、当協議会等、関係先から掲載の依頼を受けた情報を、「NEWS」へ掲載して情報発信に努める。

→関係団体より依頼のあった当協議会に関係のあるプレスリリース等を掲示した。

②情報提供として「公取協だより」発行の継続及び会員企業への配布

当協議会の活動状況だけではなく、関係省庁・団体等の動きの掲載を検討する。

→会員へは直接送付（郵送・メール）を行う

→景品表示ニュースのコーナーを設け情報提供を行った。

(5) 当協議会 PR ポスターの作成と配布

年2回女性釣りタレントを起用したポスターを発行、配布

2020年度も継続して発行し、会員企業、理事、監事、調査指導委員会委員の協力を得て配布を行う。2021年度春夏版・秋冬版発行に向けて準備を行う。

→発行、配布を実施し2021年度ポスター発行の準備を行った。

3. 調査指導に関する事業

(1) 公正競争規約等の普及

インターネット情報サイトの編集記事等を利用し、公正競争規約の内容を消費者の皆様にお伝えする。

→WEB 広告において公正競争規約を紹介した。

(2) 調査指導委員会による調査の実施

①第 14 回会員対象調査を実施（5 月下旬～7 月）

参加率の向上を図っていく。

→本年度調査事業は中止した。

②店頭調査の実施（9 月～11 月）

訪問先への丁寧な連絡を継続し、調査事業の意義を伝えるよう努める。

訪問の際、当協議会パンフレットとノベルティをお渡しする。

→本年度調査事業は中止した。

③調査結果を会員企業にフィードバックを実施

調査結果表、指導書の内容充実を行えるよう検討する。

→本年度調査事業中止に伴う、案内文書の発送とともに、引き続き規約の遵守をお願いするとともに必要表示事項表示例を送付した。

(3) 繊維含有率検査の実施

第 11 回釣竿の繊維含有率検査を実施（12 月）

第三者機関である一般財団法人カケンテストセンターに委託し検査を行うとともに会員へ調査方法の紹介と、検査結果のフィードバックを実施。参加率の向上を図っていく

→本年度調査事業は中止した。

(4) 感電事故防止策

会員対象調査、店頭調査において製品等に感電注意の表示があるか確認を実施

→本年度調査事業は中止した。

(5) 公正競争規約に関する消費者からの問い合わせ相談の受付

→公正マークの機能等の質問に回答を行った。

4. 関係官庁および関連団体との連絡、協調に関する事業

(1) 消費者庁・公正取引委員会

会議・セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続
→会議・セミナー等の内容を公取協だよりにおいて情報共有した。

(2) 地方自治体

会議・セミナーの情報提供を行うとともに、出席を行う
→会議・セミナーの内容を公取協だよりにて情報共有した。

(3) 一般社団法人全国公正取引協議会連合会

会議・セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続
→会議・セミナーの内容を公取協だよりにて情報共有した。

(4) 公益社団法人日本広告審査機構

会議・セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続
→会議・セミナーの内容を公取協だよりにて情報共有した。

5. 会員募集

会員増加に引き続き取り組みを進める
入会のメリットを整理し「入会のご案内」のWEB掲載を検討していく
→1社の入会問い合わせに対応した。

6. 各委員会活動

(1) 総務委員会

第12回(9/10) 役員選考規程の検討、委員補充、申請システム等の検討
第13回(3/10) 役員選考の実施

(2) 調査指導委員会

第44回(8/19) 調査事業の実施の可否を検討

7. 研修の開催

本年度開催を中止した。

8. 一般社団法人日本釣用品工業会との連携継続

釣竿公正マークに関するアンケート調査報告

全国釣竿公正取引協議会 事務局

1. 目的

このアンケートは、釣竿公正マークについて消費者（釣り人）がどのような印象を持っているかについて調査するために実施した。

2. 調査期間

令和3年1月22日（金）～令和3年2月24日（水）

3. 調査対象

日本全国の消費者（釣り人）に回答数に制限を設けずに実施した。

4. 調査方法・設問数

インターネット上に回答フォーム（設問数10問）を用意し、回答者に回答を選択してもらう方式で実施した。

5. 回答状況

1,094件（男性1,071人、女性23人）

6. アンケート結果について

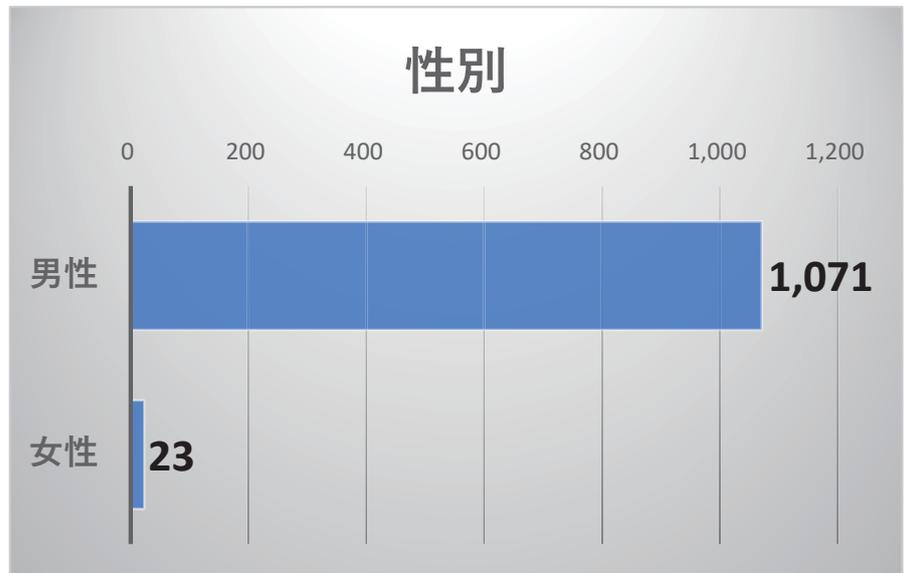
今回のアンケートでは、釣竿公正マーク付の釣竿について79%の回答者が「信頼できる」「メーカーや販売元が明らかな釣竿」と認識している。一方で購入する際に釣竿公正マークを参考にするかとの問いに対しては、参考にするが55%、参考にしないが45%と拮抗している。

アンケート結果から、釣竿を購入する際に公正マークを参考としてもらえるよう、消費者（釣り人）に引き続き公正マークの役割、機能等をPRしていく必要があると考える。

以上

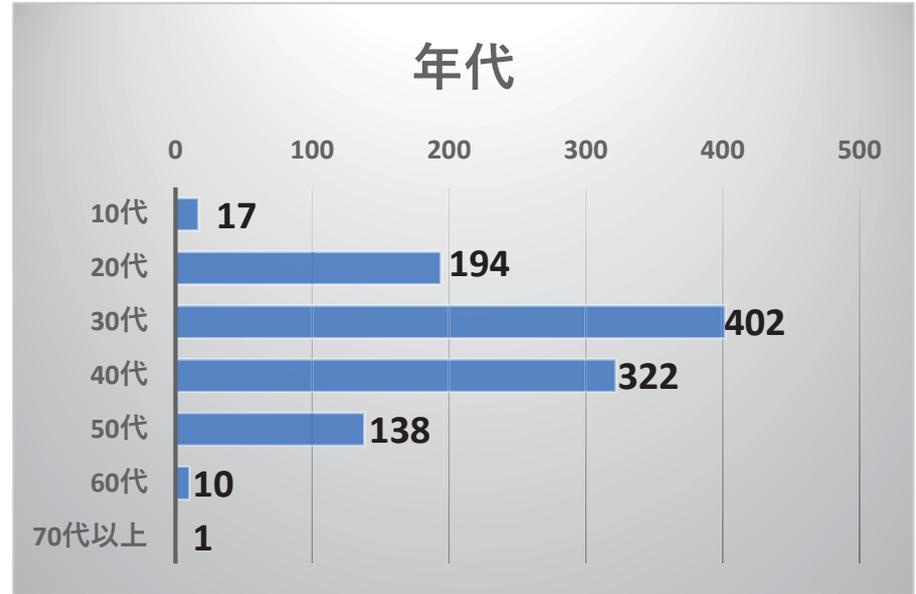
1

性別	人数	回答 総数	%
男 性	1,071	1,094	98%
女 性	23		2%



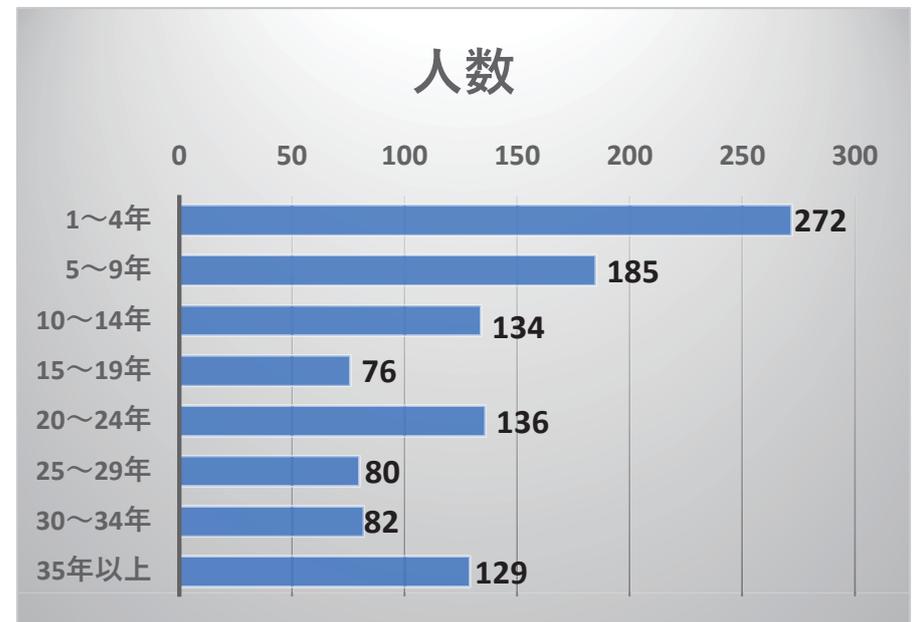
2

年代	人数	回答 総数	%
10代	17	1,094	2%
20代	194		18%
30代	402		37%
40代	322		29%
50代	138		13%
60代	10		1%
70代以上	1		0%



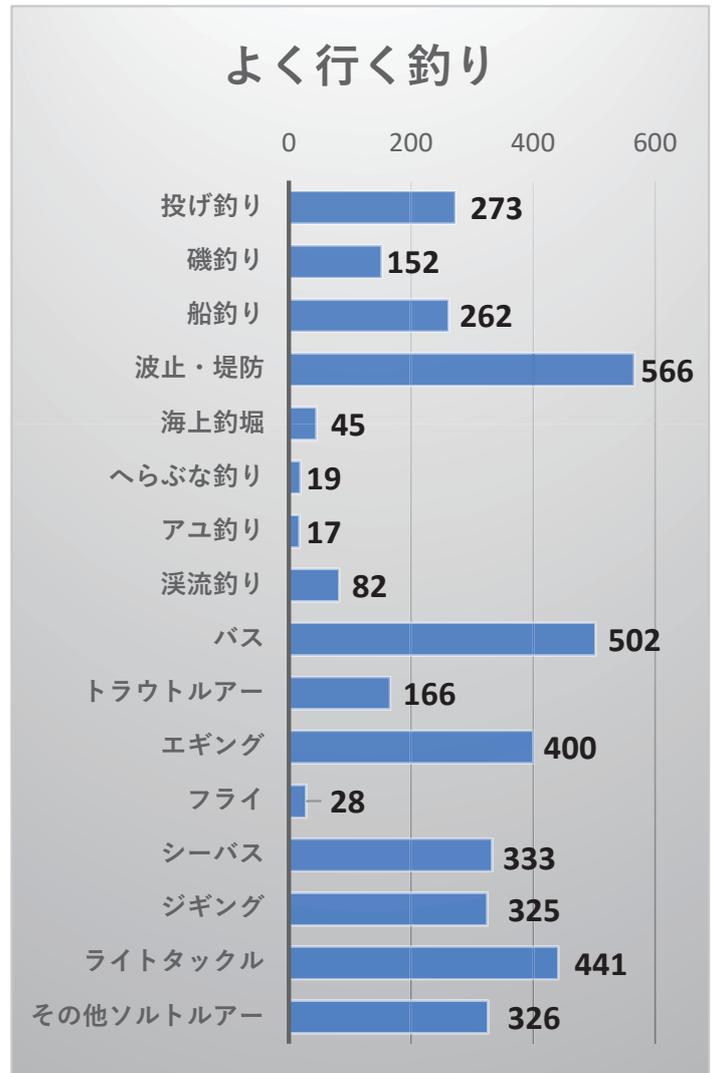
3

釣り歴	人数	回答 総数	%
1～4年	272	1,094	25%
5～9年	185		17%
10～14年	134		12%
15～19年	76		7%
20～24年	136		12%
25～29年	80		7%
30～34年	82		7%
35年以上	129		12%



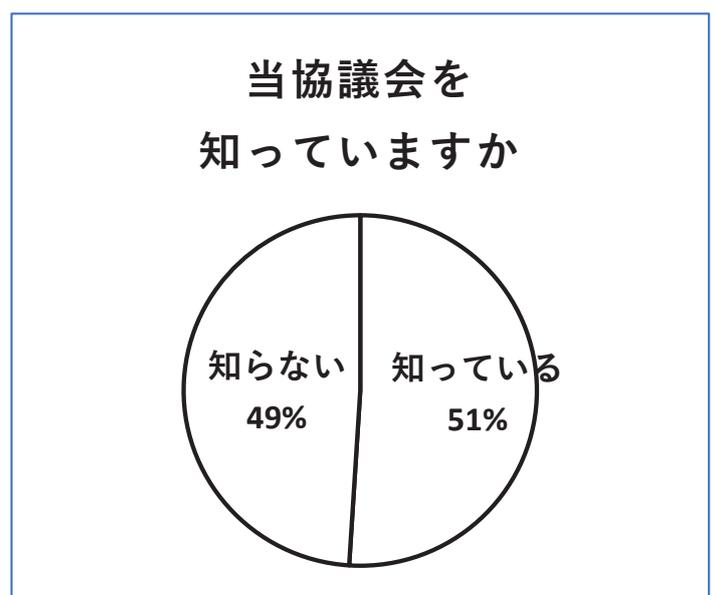
4 (複数選択可)

よく行く釣り	人数	回答 総数	%
投げ釣り	273	3,937	7%
磯釣り	152		4%
船釣り	262		7%
波止・堤防	566		14%
海上釣堀	45		1%
へらぶな釣り	19		0%
アユ釣り	17		0%
溪流釣り	82		2%
バス	502		13%
トラウトルアー	166		4%
エギング	400		10%
フライ	28		1%
シーバス	333		8%
ジギング	325		8%
ライトタックル	441		11%
その他ソルトルアー	326	8%	



5

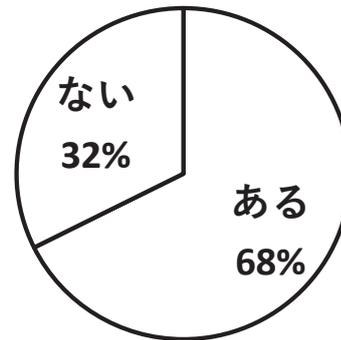
当協議会を知っていますか	人数	回答 総数	%
知っている	558	1,094	51%
知らない	536		49%



6

公正マークを見たことがありますか	人数	回答総数	%
ある	740	1,094	68%
ない	354		32%

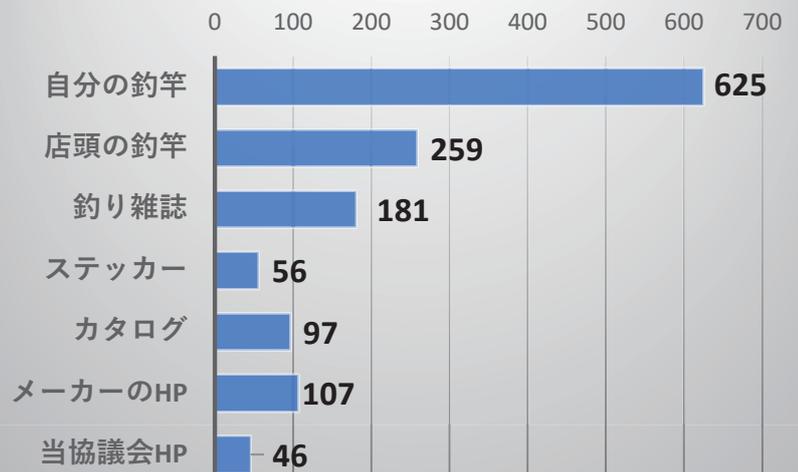
公正マークを見たことがありますか



7 (複数選択可)

公正マークをどこで見ましたか	人数	回答総数	%
自分の釣竿	625	1,371	46%
店頭での釣竿	259		19%
釣り雑誌	181		13%
ステッカー	56		4%
カタログ	97		7%
メーカーのHP	107		8%
当協議会HP	46		3%

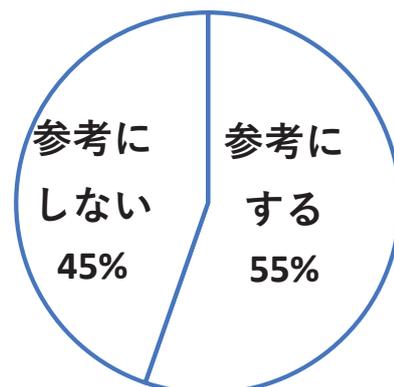
公正マークをどこで見ましたか



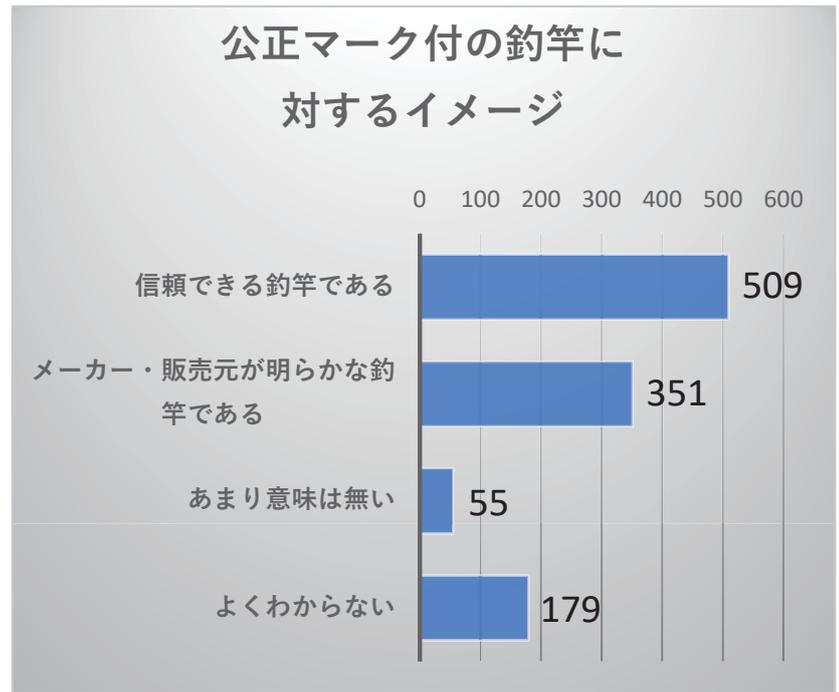
8

釣竿を購入する際「公正マーク」が貼付されているか いないか参考にされますか？	人数	回答総数	%
参考にする	605	1,094	55%
参考にしない	489		45%

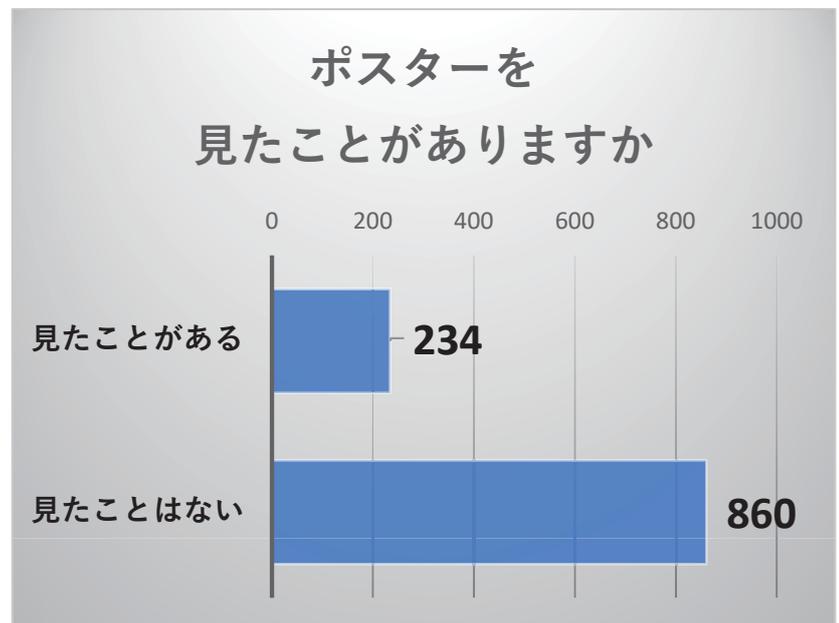
釣竿を購入する際 公正マークが貼付されているか いないか参考にされますか



『公正マーク』 付の釣竿に対す るイメージは次 のうちのどれで すか？	人数	回答総 数	%
信頼できる 釣竿である	509	1,094	47%
メーカー・ 販売元が明ら かな釣竿である	351		32%
あまり意味は 無い	55		5%
よくわからない	179		16%



ポスターをご覧 いただいたこと はありますか	人数	回答 総数	%
見たことがある	234	1,094	21%
見たことはない	860		79%



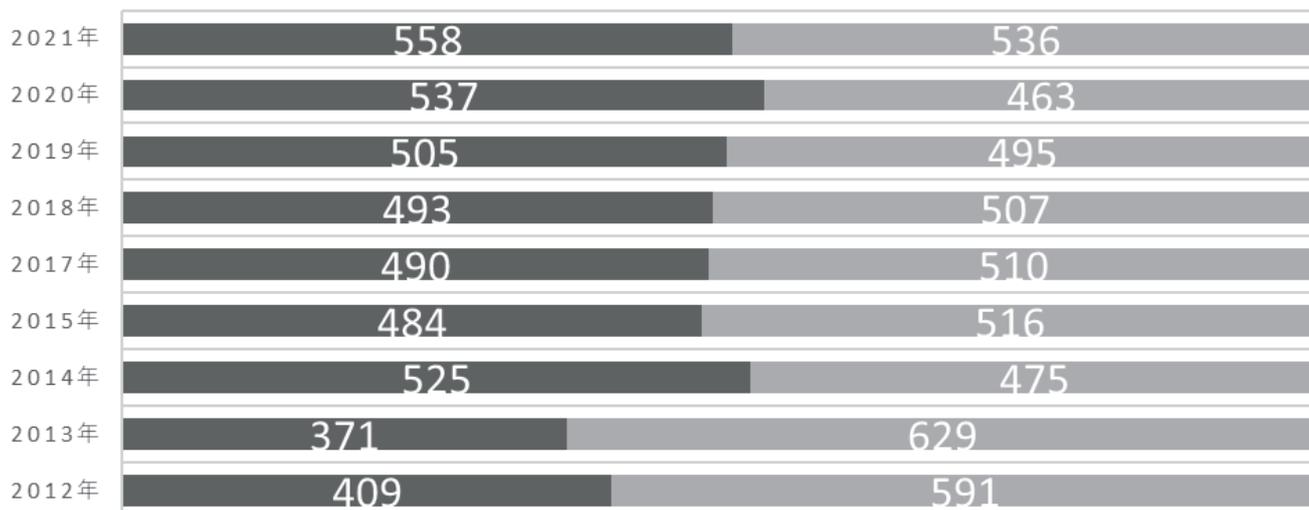
釣竿を購入する際、公正マークが 貼付されているか考慮する

■ 考慮する ■ 考慮しない



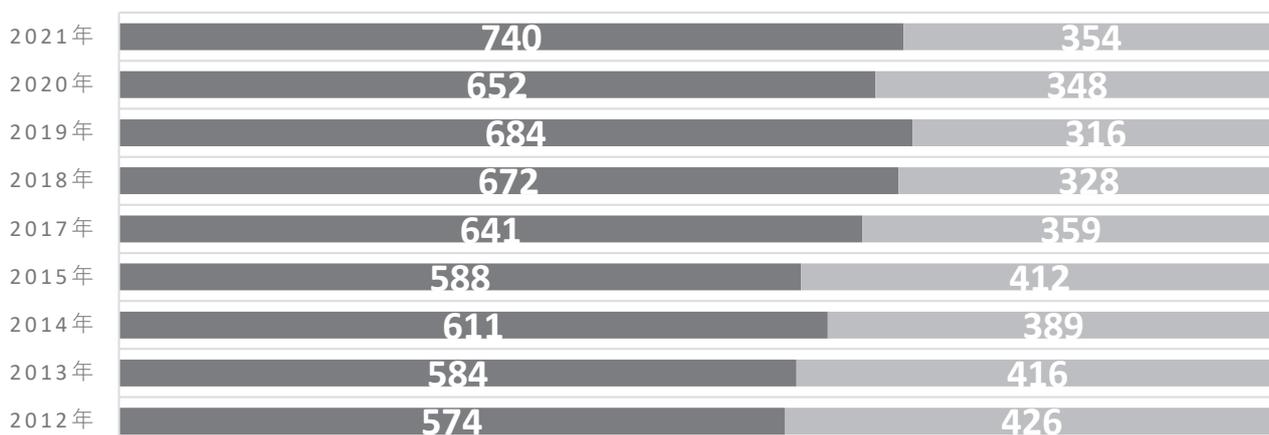
全国釣竿公正取引協議会を ご存知ですか

■ 知っている ■ 知らない



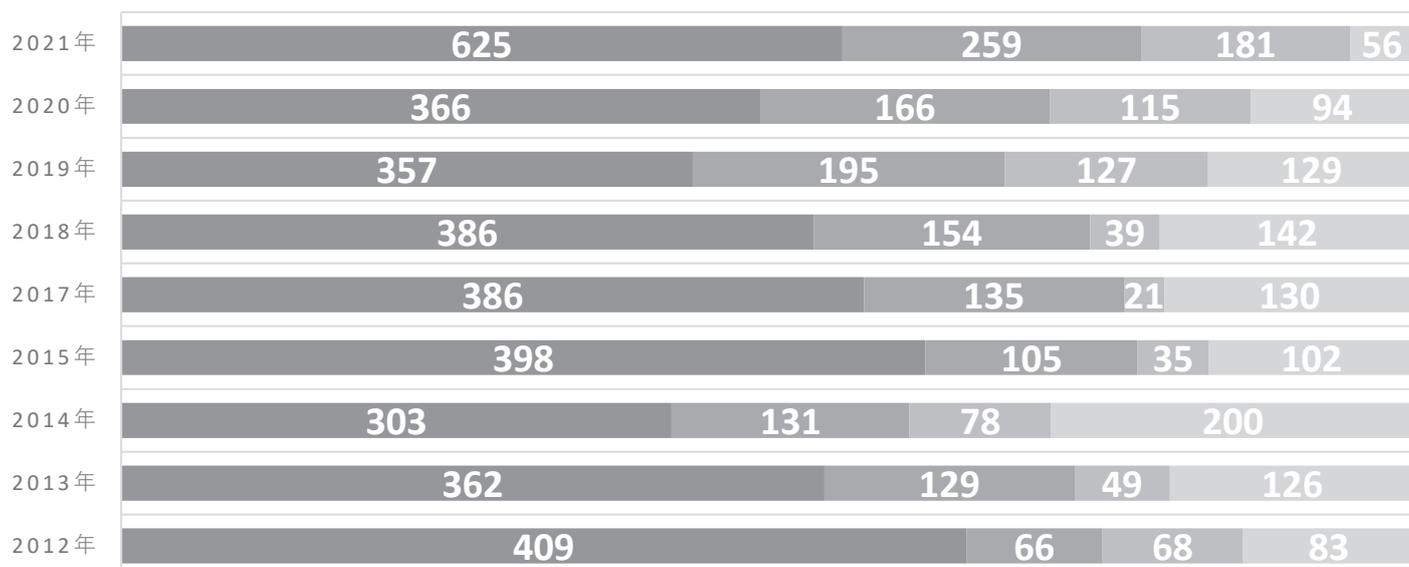
公正マークをご覧いただいたことは ありますか

■ ある ■ ない



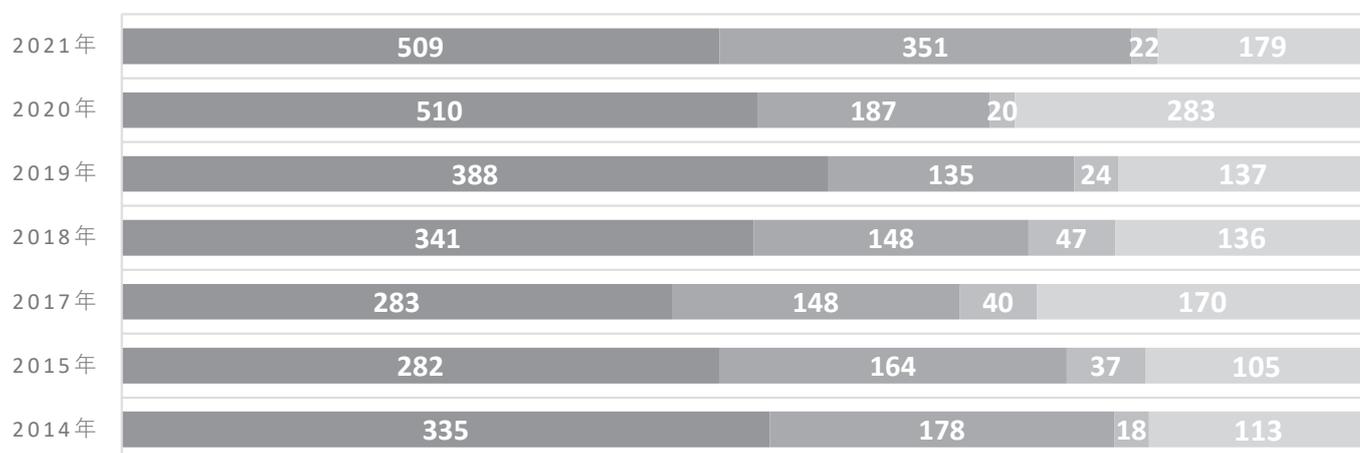
公正マークをどこでご覧いただきましたか

■自分の釣竿 ■店頭 ■釣り雑誌 ■ステッカー

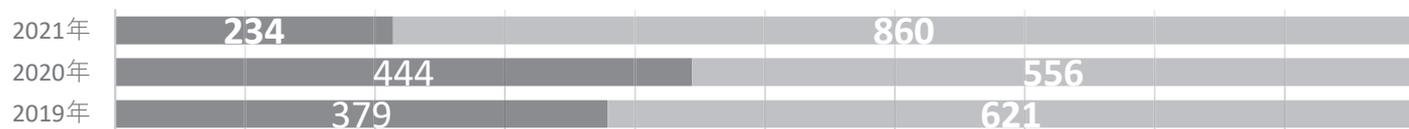


公正マークが貼付されている釣竿に どのような印象をお持ちですか

■信頼できる釣竿である ■メーカーが明らかな釣竿である ■あまり意味はない ■よくわからない



公正マーク周知広報ポスターをご覧 いただいたことはありますか



■ある ■ない

認 定 書 発 行 数

上段：令和 2年4月 1日～令和3年3月31日

下段：昭和59年5月29日～令和3年3月31日

認定書発行枚数				種別	登録本数				備考
合計	グラスロッド	カーボンロッド	複合ロッド		合計	グラスロッド	カーボンロッド	複合ロッド	
32	0	32	0	磯竿	129	0	129	0	
1,195	47	1,148	0		5,745	233	5,487	25	
7	1	6	0	投竿	47	15	32	0	
389	87	301	1		2,102	257	1,844	1	
72	8	64	0	船・胴突竿	239	34	205	0	
2,055	371	1,684	0		7,814	1,456	6,358	0	
4	0	4	0	波止・筏	14	0	14	0	
247	48	199	0		858	145	713	0	
0	0	0	0	その他 (海用)	0	0	0	0	
106	19	87	0		356	43	313	0	
15	0	15	0	鮎竿	476	0	476	0	
810	4	806	0		5,159	4	5,155	0	
6	0	6	0	溪流竿	21	0	21	0	
756	39	717	0		3,294	298	2,996	0	
13	0	13	0	へら・鯉竿	92	1	91	0	
694	16	678	0		4,855	123	4,732	0	
1	0	1	0	フライロッド	3	0	3	0	
194	12	180	2		1,566	56	1,501	9	
159	5	154	0	ルアー ロッド	737	14	723	0	
2,709	74	2,635	0		12,852	232	12,620	0	
0	0	0	0	キャストینگ ロッド	0	0	0	0	
416	38	367	11		2,175	152	1,985	38	
0	0	0	0	スピニング ロッド	0	0	0	0	
58	7	48	3		335	34	299	2	
0	0	0	0	その他 (淡水用)	0	0	0	0	
44	3	41	0		120	6	114	0	
1	0	1	0	汎用竿	5	0	5	0	
16	4	12	0		58	31	27	0	
310	14	296	0	計	1,763	64	1,699	0	
9,689	769	8,903	17	(累計)	47,289	3,070	44,144	75	

注1：平成15年度より、ルアーロッドを種別に設けた。

注2：平成28年11月24日よりボロンロッドを複合ロッドに変更した。

【令和2年度認定内訳】

新規	227 件
追加	83 件
取消抹消	0 件
合計	310 件

第 37 期

令和 2 年度 決 算 報 告 書

令和 2 年度 監 査 報 告 書

令和 2 年 4 月 1 日より
令和 3 年 3 月 31 日まで



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

貸借対照表

令和3年3月31日現在

全国釣竿公正取引協議会
(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(資産の部)			
流動資産			
現 金	0	0	0
預 金	20,834,761	16,233,808	4,600,953
商 品	2,416,590	528,720	1,887,870
未 収 入 金	1,048,056	1,461,352	▲ 413,296
前 払 費 用	0	0	0
流動資産合計	24,299,407	18,223,880	6,075,527
固定資産			
特定資産			
公正取引推進積立預金	5,000,000	5,000,000	0
組織運営強化積立預金	10,000,000	10,000,000	0
特定資産合計	15,000,000	15,000,000	0
その他固定資産			
什 器 備 品	4	4	0
ソ フ ト ウ エ ア	234,468	406,188	▲ 171,720
電 話 加 入 権	80,800	80,800	0
商 標 権	931,500	1,071,090	▲ 139,590
その他固定資産合計	1,246,772	1,558,082	▲ 311,310
固定資産合計	16,246,772	16,558,082	▲ 311,310
資 産 合 計	40,546,179	34,781,962	5,764,217
(負債の部)			
流動負債			
未 払 金	2,998,016	1,914,143	1,083,873
流動負債合計	2,998,016	1,914,143	1,083,873
負 債 合 計	2,998,016	1,914,143	1,083,873
(正味財産の部)			
一般正味財産 (うち特定資産への充当額)	37,548,163 (15,000,000)	32,867,819 (15,000,000)	4,680,344 (0)
正 味 財 産 合 計	37,548,163	32,867,819	4,680,344
負債及び正味財産合計	40,546,179	34,781,962	5,764,217

正味財産増減計算書

令和2年4月 1日から
令和3年3月31日まで

全国釣竿公正取引協議会
(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	13,940,991	13,108,617	832,374
② 証票収益	7,983,500	7,208,000	775,500
③ 審査手数料収益	454,000	660,000	▲ 206,000
④ 寄附金収益	0	0	0
⑤ 雑収益	1,788	2,126	▲ 338
経常収益合計	22,380,279	20,978,743	1,401,536
(2) 経常費用			
① 事業費	(10,984,167)	(14,805,226)	(▲3,821,059)
広報宣伝事業費	4,743,585	7,401,243	▲2,657,658
調査事業費	23,100	1,944,133	▲1,921,033
委員会運営事業費	0	0	0
証票事業費	(5,882,630)	(5,143,753)	(738,877)
商標取得費用	0	48,327	▲48,327
証票購入費用	5,882,630	5,095,426	787,204
技術調査事業費	37,302	41,627	▲ 4,325
ホームページ事業費	297,550	274,470	23,080
② 管理費	(6,715,768)	(8,257,969)	(▲1,542,201)
会議費	291,668	682,161	▲ 390,493
旅費交通費	4,808	174,713	▲ 169,905
通信費	149,772	250,147	▲ 100,375
研修費	0	262,110	▲ 262,110
消耗品費	181,455	320,686	▲ 139,231
印刷費	78,558	380,107	▲ 301,549
運賃	25,883	38,981	▲ 13,098
関係団体会費	186,000	186,000	0
交際費	0	181,331	▲ 181,331
業務委託費	4,800,000	4,800,000	0
賃借料	459,824	462,672	▲ 2,848
顧問料	225,500	229,200	▲ 3,700
減価償却費	311,310	289,861	21,449
雑費	990	0	990
経常費用合計	17,699,935	23,063,195	▲ 5,363,260
当期経常増減額	4,680,344	▲ 2,084,452	6,764,796
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 雑損失	0	0	0
経常外費用合計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,680,344	▲ 2,084,452	6,764,796
一般正味財産期首残高	32,867,819	34,952,271	▲ 2,084,452
一般正味財産期末残高	37,548,163	32,867,819	4,680,344
II. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	37,548,163	32,867,819	4,680,344

財務諸表に対する注記

1. 財務諸表の表示について
この財務諸表は、公益法人会計基準によって作成されています。

2. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品は移動平均法による原価法を採用しています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
什器備品は、定率法の減価償却を実施しています。
ソフトウェア、商標権は、定額法の減価償却を実施しています。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は、税込方式によっています。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。 (単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0			0
小 計	0	0	0	0
特定資産				0
公正取引推進積立預金	5,000,000	0		5,000,000
組織運営強化積立預金	10,000,000	0	0	10,000,000
小 計	15,000,000	0	0	15,000,000
合 計	15,000,000	0	0	15,000,000

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。 (単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	0	0		
小 計	0	0	0	0
特定資産				
公正取引推進積立預金	5,000,000		5,000,000	
組織運営強化積立預金	10,000,000		10,000,000	0
小 計	15,000,000	0	15,000,000	0
合 計	15,000,000	0	15,000,000	0

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。 (単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,952,230	1,952,226	4
ソフトウェア	858,600	624,132	234,468
電話加入権	80,800	0	80,800
商標権	1,569,508	638,008	931,500
合 計	4,461,138	3,214,366	1,246,772

収 支 計 算 書

令和2年4月 1日より
令和3年3月31日まで

全国釣竿公正取引協議会
(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	対予算差異	対予算比	前年度実績値	対前年差異	対前年増減率
I 事業活動収支の部							
1. 事業活動収入							
〈会費収入〉	(13,104,000)	(13,940,991)	(▲ 836,991)	106%	(13,108,617)	(832,374)	106.3%
基本会費収入	2,304,000	2,304,000	0	100%	2,322,000	▲ 18,000	99.2%
比例会費収入	10,800,000	11,636,991	▲ 836,991	108%	10,786,617	850,374	107.9%
〈証票収入〉	(6,800,000)	(7,983,500)	(▲ 1,183,500)	117%	(7,208,000)	(775,500)	110.8%
公正マーク	3,600,000	3,570,000	30,000	99%	3,474,000	96,000	102.8%
警告表示	900,000	266,000	634,000	30%	1,134,000	▲ 868,000	23.5%
公正+警告	2,300,000	4,147,500	▲ 1,847,500	180%	2,600,000	1,547,500	159.5%
〈審査手数料収入〉	(600,000)	(454,000)	(146,000)	76%	(660,000)	(▲ 206,000)	68.8%
審査手数料収入	600,000	454,000	146,000	76%	660,000	▲ 206,000	68.8%
〈雑収入〉	(1,500)	(1,788)	(▲ 288)	119%	(2,126)	(▲ 338)	84.1%
受取利息	1,500	1,788	▲ 288	119%	2,126	▲ 338	84.1%
雑収入	0	0	0		0	0	#DIV/0!
事業活動収入計 (A)	20,505,500	22,380,279	▲ 1,874,779	109%	20,978,743	1,401,536	106.7%
2. 事業活動支出							
〈事業費支出〉	(14,300,000)	(12,872,037)	(1,427,963)	90%	(14,687,461)	(▲ 1,815,424)	87.6%
広報・宣伝事業費支出	7,150,000	4,743,585	2,406,415	66%	7,401,243	▲ 2,657,658	64.1%
調査事業費支出	1,980,000	23,100	1,956,900	1%	1,944,133	▲ 1,921,033	1.2%
委員会運営事業費支出	20,000	0	20,000	0%	0	0	#DIV/0!
証票事業費支出	(4,800,000)	(7,770,500)	(▲ 2,970,500)	162%	(5,025,988)	(2,744,512)	154.6%
商標取得費用支出	300,000	0	300,000	0%	48,327	▲ 48,327	0.0%
証票購入費用支出	4,500,000	7,770,500	▲ 3,270,500	173%	4,977,661	2,792,839	156.1%
技術調査費支出	50,000	37,302	12,698	75%	41,627	▲ 4,325	89.6%
ホームページ事業費支出	300,000	297,550	2,450	99%	274,470	23,080	108.4%
(雑損失)	0	0	0		0	0	#DIV/0!
〈管理費支出〉	(7,730,000)	(6,404,458)	(1,325,542)	83%	(7,968,108)	(▲ 1,563,650)	80.4%
会議費支出	600,000	291,668	308,332	49%	682,161	▲ 390,493	42.8%
旅費交通費支出	180,000	4,808	175,192	3%	174,713	▲ 169,905	2.8%
通信費支出	240,000	149,772	90,228	62%	250,147	▲ 100,375	59.9%
研修費支出	250,000	0	250,000	0%	262,110	▲ 262,110	0.0%
消耗品費支出	180,000	181,455	▲ 1,455	101%	320,686	▲ 139,231	56.6%
印刷費支出	350,000	78,558	271,442	22%	380,107	▲ 301,549	20.7%
運賃支出	50,000	25,883	24,117	52%	38,981	▲ 13,098	66.4%
関係団体年会費支出	190,000	186,000	4,000	98%	186,000	0	100.0%
交際費支出	150,000	0	150,000	0%	181,331	▲ 181,331	0.0%
業務委託費支出	4,800,000	4,800,000	0	100%	4,800,000	0	100.0%
賃借料支出	475,000	459,824	15,176	97%	462,672	▲ 2,848	99.4%
顧問料支出	250,000	225,500	24,500	90%	229,200	▲ 3,700	98.4%
雑支出	15,000	990	14,010	7%	0	990	#DIV/0!
(雑損失)	0	0	0		0	0	#DIV/0!
事業活動支出計 (B)	22,030,000	19,276,495	2,753,505	88%	22,655,569	▲ 3,379,074	85%
事業活動収支差額 (C=A-B)	▲ 1,524,500	3,103,784	▲ 4,628,284	-204%	▲ 1,676,826	4,780,610	-185%

科 目	予 算 額	決 算 額	対予算差異	対予算比	前年度実績値	対前年差異	対前年増減率
II 投資活動収支の部							
1. 投資活動収入							
投資活動収入計 (D)	0	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
2. 投資活動支出							
固定資産取得支出	(0)	(0)	(0)	#DIV/0!	(777,108)	(▲ 777,108)	0%
ソフトウェア購入支出	0	0	0	#DIV/0!	149,040	▲ 149,040	0%
商標権取得支出	0	0	0	#DIV/0!	628,068	▲ 628,068	0%
投資活動支出計 (E)	0	0	0	#DIV/0!	777,108	0	0%
投資活動収支差額 (F=D-E)	0	0	0	#DIV/0!	▲ 777,108	777,108	0%
III 財務活動収支の部							
財務活動収支差額 (G)	0	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
IV 予備費支出 (H)	1,000,000	0	1,000,000	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
当期収支差額 (I=C+F+G-H)	▲ 2,524,500	3,103,784	▲ 5,628,284	-81%	▲ 2,453,934	5,557,718	-126%
前期繰越収支差額 (J)	15,781,017	15,781,017	0	100%	18,234,951	▲ 2,453,934	87%
次期繰越収支差額 (K=I+J)	13,256,517	18,884,801	▲ 5,628,284	142%	15,781,017	3,103,784	120%

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には現金預金及び短期債権債務を含めています。
なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりであります。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	16,233,808	20,834,761
前払金	0	0
未収入金	1,461,352	1,048,056
合計	17,695,160	21,882,817
未払金	1,914,143	2,998,016
預り金	0	0
仮受金	0	0
合計	1,914,143	2,998,016
次期繰越収支差額	15,781,017	18,884,801

財 産 目 録

令和 3年3月31日現在

全国釣竿公正取引協議会
(単位:円)

科 目	内 容	金 額	
		内 訳	金 額
(資産の部)			
I. 流動資産			(24,299,407)
1. 現金預金			
現金	手許有高		0
預金			20,834,761
普通預金	三井住友銀行 日本橋東支店	2,628,469	
	みずほ銀行 京橋支店	8,206,292	
定期預金	みずほ銀行 京橋支店	10,000,000	
2. 商 品	公正マーク		2,416,590
3. 未 収 入 金			1,048,056
未収入金基本会費	基本会費	270,000	
未収入金比例会費	比例会費	151,586	
未収入金証票他	審査手数料・公正マーク等販売費他	626,470	
II. 固定資産			(16,246,772)
(1) 特定資産			15,000,000
1. 公正取引推進積立預金	定期預金 三井住友銀行 日本橋東支店	5,000,000	
2. 組織運営強化積立預金	定期預金 三井住友銀行 日本橋東支店	10,000,000	
(2) その他固定資産			1,246,772
1. 什 器 備 品	応接セット		4
2. ソフトウエア			234,468
	公益法人会計 DX	142,560	
	公益法人会計 V12	0	
	商魂DX システムB	91,908	
	商魂X システムB	0	
2. 電話 加入権	03(3206)1130~1140		80,800
3. 商 標 権	公正マーク 商標登録		931,500
	(日本)登録第4946447号	54,865	
	(韓国)登録第40-682856号	96,456	
	(中国)登録第5175138号	14,330	
	(英国)登録第1426199FCFR18-001MP-GB号	118,921	
	(E U)登録第1426199FCFR18-002MP-EU号	118,921	
	(米国)登録第5784289 FCFR18-001MP-US号	224,008	
	(豪)登録第1959552 FCFR18-001MP-AU号	125,178	
	(露)登録第1426199 FCFR18-001MP-RU号	178,821	
資 産 合 計			40,546,179
(負債の部)			
I. 流動負債			(2,998,016)
1. 未 払 金			2,998,016
	(株)エコ配 3月分送料	2,068	
	(株)大塚商会 コピー・PCセキュリティ 3月分	3,410	
	(株)倉本産業 公正マークシール等	1,661,000	
	(株)日広工房 HP更新	13,200	
	(株)日本郵便 後納郵便利用料金	5,524	
	(一社)日本釣用品工業会 電話代	448	
	(株)ブリブレスセンター 2021ポスター制作費用 アンケート賞品代	1,310,760	
	ヤマト運輸(株)	1,606	
負 債 合 計			2,998,016
正 味 財 産			37,548,163

全国釣竿公正取引協議会
会長 藤井 治幸 様

監 査 報 告 書

令和3年4月22日(木曜日)に提出された令和2年度決算報告書(すなわち収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記及び財産目録等)を監査いたしました。

その結果、いずれも適法にして、かつ、適正なものと認めます。

令和3年4月22日

全国釣竿公正取引協議会

監 事 玉越 和夫 

監 事 姫野 哲司 

第 38 期

令和 3 年度 事業計画書 (案)

令和 3 年度 収支予算書 (案)

令和 3 年 4 月 1 日より
令和 4 年 3 月 31 日まで



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

令和3年度

第38期 事業計画（案）（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

1. 「釣竿の表示に関する公正競争規約」と施行規則等に関する事業

→規約を遵守することは、表示のコンプライアンスにつながることを呼び掛けていく。

- (1) 「釣竿の表示に関する公正競争規約・同施行規則」等の遵守の呼びかけ
→継続して実施する。
- (2) 申請・認定書発行業務
→継続して実施する。
- (3) 公正競争規約に関する消費者からの問い合わせ相談の受付
→継続して実施する。

2. 公正マークの管理に関する事業

→公正マークシールの在庫管理と、公正マークの商標権管理を適切に行う。

- (1) 公正マークシールの頒布、普及
→シール製造スケジュールの見直しを行い、安定したシールの供給を行う。
- (2) 公正マークの国内外における商標管理
→公正マークの模倣品に対する調査を実施し、弁理士、弁護士と連携し権利侵害に対応を行う。
→商標権の維持、更新を行うとともに、新たな国での登録の検討を行う。

3. 広報・宣伝に関する事業

→釣り人の皆様だけではなく、これから釣りを始める方々にも、公正マークの役割・機能を知っていただき、公正マーク付の釣竿を購入していただくきっかけづくりを行う。

- (1) 公正マークのPR
 - ①公正マーク周知広報ポスターの制作、釣具店等への配布を行う。
 - ②雑誌広告・WEBメディアへの公正マークの掲載を実施する。
 - ③フィッシングショーにおいて公正マークを紹介する。
 - ④会員企業HP・SNS等で公正マークを告知していただく。
 - ⑤フィッシングショーにおいて来場者に実施する、当協議会のアンケート

トにおいて、回答する際公正マークをより知っていただくような内容にできるようにする。

→継続して実施する。

⑥公正マーク入りのノベルティグッズのプレゼントの実施

→雑誌広告、WEB メディアへの広告等と連携したプレゼント企画を実施する。

(2) 協議会についての PR

①フィッシングショー出展

→コロナ下において、ブース訪問者が安心してブースを見学できる方法を検討する。魅力あるオンライン展示の研究を行う。

②雑誌広告・WEB メディアへの広告の実施

→継続して実施する

(3) 公正マーク周知広報ポスターの制作と配布

①年2回女性アングラマーを起用したポスターを制作する。

→ポスターモデルのHP・SNSからも、広報してもらう。

②会員企業、役員、委員の協力を得て、釣具店、釣り宿店、管理釣り場、イベント等で配布・掲示する。

→継続して実施する。

(4) 感電事故防止の啓発

→これから釣りを始める方々へもわかりやすく、釣り中の感電事故発生を防止する啓蒙活動としても実施していく。

(5) 当協議会ホームページの運営

①実施事業の紹介の実施

②官公庁、関連団体からの情報提供の実施

→継続して実施する。

(6) 公取協だよりの発行

当協議会の活動状況、関係各省庁、関連団体等からの情報提供を行う。

年2回程度ホームページ掲載、会員企業への郵送を実施する。

→継続して実施する。

4. 調査指導に関する事業

(1) 調査指導委員会による調査の実施

①第14回会員対象調査を実施（5月下旬～7月）

②店頭調査の実施（9月～11月）

③調査結果を基にした指導を実施

→調査事業への参加率向上を図っていく。

(2) 繊維含有率検査の実施

第11回釣竿の繊維含有率検査を実施（12月）し、調査結果を会員へ送付する。

→検査事業への参加率向上を図っていく。

(3) 感電事故防止策

調査事業において釣竿・パッケージ等に感電注意の表示があるかの確認を行う。

会員企業へ調査結果を送付する。

→継続して実施する。

5. 関係官庁および関連団体との連絡、協調に関する事業

(1) 消費者庁・公正取引委員会

会議・セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続する。

→会議・セミナー等の内容を情報共有する。

(2) 地方自治体

→会議・セミナーへ参加し、内容を情報共有する。

(3) 一般社団法人全国公正取引協議会連合会

会議・セミナー等に参加するなど今後とも連携を継続する。

→会議・セミナー等の内容を情報共有する。

(4) 公益社団法人日本広告審査機構

会議・セミナーへ参加し、内容を情報共有する。

→継続して実施する。

6. 会員募集

会員増加に引き続き取り組みを進める

7. 各委員会活動

(1) 総務委員会

第15回(3/10) 当会の在り方・規約・周知広報等の検討

(2) 調査指導委員会

①第44回(5月~8月)、第45回(12/10)

②第14回会員対象調査(5月~8月)

③店頭調査(9月~11月)

8. 研修の開催

役員、委員会委員による研修会を実施する。

9. 一般社団法人日本釣用品工業会との連携

業務の効率化を推進するとともに今後も連携を継続

収 支 予 算 書 (案)

令和 3年4月 1日より
令和 4年3月31日まで

全国釣羊公正取引協議会
(単位:円)

科 目	令和3年度予算額	令和2年度 決算額	令和2年度 決算額差異	対令和2年度 決算額	令和2年度予算額	対令和2年度 予算額差異
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
〈会費収入〉	(13,904,000)	(13,940,991)	(▲ 36,991)	100%	(13,104,000)	(800,000)
基本会費収入	2,304,000	2,304,000	0	100%	2,304,000	0
比例会費収入	11,600,000	11,636,991	▲ 36,991	100%	10,800,000	800,000
〈証票収入〉	(7,950,000)	(7,983,500)	(▲ 33,500)	100%	(6,800,000)	(1,150,000)
公正マーク	3,600,000	3,570,000	30,000	101%	3,600,000	0
警告表示	250,000	266,000	▲ 16,000	94%	900,000	▲ 650,000
公正+警告	4,100,000	4,147,500	▲ 47,500	99%	2,300,000	1,800,000
〈審査手数料収入〉	(500,000)	(454,000)	(46,000)	110%	(600,000)	(▲ 100,000)
審査手数料収入	500,000	454,000	46,000	110%	600,000	▲ 100,000
〈雑収入〉	(2,000)	(1,788)	(212)	112%	(1,500)	(500)
受取利息	2,000	1,788	212	112%	1,500	500
雑収入	0	0	0	#DIV/0!	0	0
収入合計 (A)	22,356,000	22,380,279	▲ 24,279	100%	20,505,500	1,850,500
2. 事業活動支出						
〈事業費支出〉	(15,450,000)	(12,872,037)	(2,577,963)	120%	(14,300,000)	(1,150,000)
広報・宣伝事業費支出	8,250,000	4,743,585	3,506,415	174%	7,150,000	1,100,000
調査事業費支出	1,980,000	23,100	1,956,900	8571%	1,980,000	0
委員会運営事業費支出	20,000	0	20,000	#DIV/0!	20,000	0
証票仕入支出	(4,800,000)	(7,770,500)	(▲ 2,970,500)	62%	(4,800,000)	0
商標取得費用支出	300,000	0	300,000	#DIV/0!	300,000	0
証票購入費用支出	4,500,000	7,770,500	▲ 3,270,500	58%	4,500,000	0
技術調査費支出	50,000	37,302	12,698	134%	50,000	0
ホームページ支出	350,000	297,550	52,450	118%	300,000	50,000
〈管理費支出〉	(7,790,000)	(6,404,458)	(1,385,542)	122%	(7,730,000)	(60,000)
会議費支出	750,000	291,668	458,332	257%	600,000	150,000
旅費交通費支出	180,000	4,808	175,192	3744%	180,000	0
通信費支出	200,000	149,772	50,228	134%	240,000	▲ 40,000
研修費支出	250,000	0	250,000	#DIV/0!	250,000	0
消耗品費支出	200,000	181,455	18,545	110%	180,000	20,000
印刷費支出	250,000	78,558	171,442	318%	350,000	▲ 100,000
運賃支出	50,000	25,883	24,117	193%	50,000	0
関係団体会費支出	190,000	186,000	4,000	102%	190,000	0
交際費支出	150,000	0	150,000	#DIV/0!	150,000	0
業務委託費支出	4,800,000	4,800,000	0	100%	4,800,000	0
賃借料支出	475,000	459,824	15,176	103%	475,000	0
顧問料支出	280,000	225,500	54,500	124%	250,000	30,000
雑支出	15,000	990	14,010	1515%	15,000	0
支出合計 (B)	23,240,000	19,276,495	3,963,505	121%	22,030,000	1,210,000
事業活動収支差額(C=A-B)	▲ 884,000	3,103,784	▲ 3,987,784	-28%	▲ 1,524,500	640,500

科 目	令和3年度予算額	令和2年度 決算額	令和2年度 決算額差異	対令和2年度 決算額	令和2年度予算額	対令和2年度 予算額差異
II 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入	0	0	0	#DIV/0!	0	0
投資活動収入計(D)	0	0	0	#DIV/0!	0	0
2. 投資活動支出						
ソフトウェア購入支出	0	0	0	#DIV/0!	0	0
商標権取得支出	0	0	0	#DIV/0!	0	0
投資活動支出計(E)	0	0	0	#DIV/0!	0	0
投資活動収支差額(F=D-E)	0	0	0	#DIV/0!	0	0
III 財務活動収支の部						
財務活動収支差額(G)	0	0	0	#DIV/0!	0	0
IV 予備費支出(H)	1,000,000	0	1,000,000	#DIV/0!	1,000,000	0
当期収支差額(I=C+F+G-H)	▲ 1,884,000	3,103,784	▲ 4,987,784	-61%	▲ 2,524,500	640,500
前期繰越収支差額(J)	18,884,801	15,781,017	3,103,784	120%	15,781,017	3,103,784
次期繰越収支差額(K=I+J)	17,000,801	18,884,801	▲ 1,884,000	90%	13,256,517	3,744,284

公正競争規約・当協議会会則

- ・ 釣竿の表示に関する公正競争規約および同施行規則
- ・ 釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則
- ・ 全国釣竿公正取引協議会 会則

(令和3年3月31日現在)



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

釣竿の表示に関する公正競争規約および施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目 的)</p> <p>第1条</p> <p>この公正競争規約（以下「規約」という。）は、釣竿の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条</p> <p>この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であって、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、釣竿を製造して販売する事業者、輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。</p> <p>(釣竿の必要表示事項)</p> <p>第3条</p> <p>事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこ</p>	<p>(使用材料別名称)</p> <p>第1条</p> <p>釣竿の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項に規定する「釣竿」とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1)「グラスロッド」とは、グラス繊維を50%以上使用して製造したものの。</p> <p>(2)「カーボンロッド」とは、カーボン繊維を50%以上使用して製造したものの。</p> <p>(3)「複合ロッド」とは、複数の材料を組み合わせで製造したもので、前二号に該当しないもの。</p> <p>2 前項に掲げる含有率の計測方法は、使用繊維のみの体積比によるものとする。</p> <p>(これらに準ずる事業者)</p> <p>第2条</p> <p>規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、他の製造業者に製造委託した釣竿について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及び同項の釣竿を製造して販売する事業者又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者であって、これらの事業者と実質的に同一の事業を行っている者と認められる者をいう。</p> <p>(品名)</p> <p>第3条</p> <p>規約第3条第1号に規定する「品名」とは、商標、</p>

これらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。

- (1) 品 名
- (2) 釣竿の使用材料別名称表示
- (3) 使用材料
- (4) 規 格
 - ①全 長
 - ②自 重
 - ③仕舞寸法
 - ④継 数
 - ⑤錘 負 荷
- (5) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (6) 原産国名
- (7) 組立てを行った国名（原産国と異なる場合に限る。）
- (8) 安全使用に関する注意事項

事業者が釣竿について通常使用している呼び名、品番、その他これらに準ずるものをいう。

(使用材料別名称の表示基準)

第4条

規約第3条第2号に規定する「釣竿の使用材料別名称」に関する表示基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該釣竿がグラスロッドである場合は、「グラスロッド」と表示する。
- (2) 当該釣竿がカーボンロッドである場合は、「カーボンロッド」と表示する。
- (3) 前二号に該当しないものは、「複合ロッド」と表示する。

(使用材料)

第5条

規約第3条第3号の「使用材料」は、釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。

- 2 使用繊維は含有率を併せ表示するものとする。

(規 格)

第6条

規約第3条第4号に規定する「規格」は、次のとおりとする。

- (1) 全 長

釣竿の全長は、振り出したとき又は継いだときの長さとし、その単位をm又はcmで表示する。その誤差の範囲は+2cm、-1cm×嵌合数とする。

当該表示には、ft又はinを単位とする全長を括弧を付して併記することができる。

- (2) 自 重

釣竿の自重は、釣竿（ガイド、リールシート、金具、竿に巻いた糸、塗料を含む。）の重量とし、その単位をgで表示する。その誤差の範囲は+5%以内とする。

ただし、部分的に竹、籐等の天然素材を使用した釣竿については省略することができる。

- (3) 仕舞寸法

釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガ

イドキャップは含まない。並継の釣竿については、一番長いものの長さ。)とし、その単位をcmで表示する。その誤差の範囲は±3%以内とする。

(4) 継 数

釣竿の継数は、その本数を表示する。

(5) 錘 負 荷

釣竿の錘負荷は、当該釣竿に適した錘の重量の範囲を示すものとし、その単位をg又は号で表示する。

ただし、「フライロッド」等錘を使用しない釣竿又は「へら竿」、「溪流竿」等錘負荷表示の必要のない釣竿については表示を省略することができる。

2 汎用竿については、錘負荷の表示を省略することができる。

(事業者の住所及び氏名又は名称)

第7条

規約第3条第5号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」の表示については事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。

(原産国名の表示基準)

第8条

規約第3条第6号に規定する「原産国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。

- (1) 原産国とは、素管の製造が行われた国をいう。
- (2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国〇〇」又は「〇〇製」と表示する。

注) 〇〇は国名又は地名

- (3) 国産品については、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて、「〇〇株式会社製造」、「製造元〇〇株式会社」又は「製造者〇〇株式会社」と表示することができる。

注) 〇〇は会社名

- (4) 原産国を英文で表示する場合には、邦文による表示を、当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。

例 MADE IN CHINA

原産国 中国

(5) 原産国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。

(組立て国名の表示基準)

第9条

規約第3条第7号に規定する「組立てを行った国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。

- (1) 組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートの取付けが行われた国をいう。
- (2) 第8条に基づいて表示する原産国（素管を製造した国）と組立てを行った国が異なる場合には、組立てを行った国を「組立〇〇」と第8条に基づく原産国表示に併記する。この場合、原産国と組立てを行った国を区別するために、「原産国」を「原産国（素管）」と書き替えるものとする。

例 原産国（素管）〇〇

組立 △△

注) 〇〇、△△は国名又は地名

- (3) 組立てを行った国を英文で表記する場合には、邦文による表示を当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。

例 MADE IN CHINA

原産国（素管）中国

ASSEMBLED IN JAPAN

組立 日本

- (4) 組立てを行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。

(安全使用に関する注意事項)

第10条

規約第3条第8号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャスト（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

(カタログの必要表示事項)

第4条

事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

- (1) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (2) 種別及び品名
- (3) 規格
- (4) 保証書を添付している場合はその旨
- (5) カタログの作成時期
- (6) カタログの内容についての問合せ先
- (7) 安全使用に関する注意事項

(事業者の住所及び氏名又は名称)

第11条

規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。

(種別及び品名)

第12条

規約第4条第2号に規定する「種別」とは、「アユ竿」、「磯竿」、「投竿」、「へら竿」、「汎用竿」等当該釣竿が対象とする漁種(対象釣り)をいう。

2 規約第4条第2号に規定する「品名」は、第3条の規定を準用して表示する。

(規 格)

第13条

規約第4条第3号に規定する「規格」は、第6条の規定を準用して表示する。

(カタログの作成時期)

第14条

規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。

例1 発行年月日 ○○年○月

例2 ○○年○月作成

例3 「このカタログの記載内容は、○○年○月現在のものです。」

2 カタログの作成時期の表示に当たっては、目立つ方法で明瞭に表示するものとする。

(問合せ先)

第15条

規約第4条第6号に規定する「カタログの内容についての問合せ先」は、保証の内容その他カタログの内容についての問合せ先を次の例により表示する。

例 「このカタログの内容についてのお問合せは、お近くの販売店に御相談ください。もし、販売店でお分りにならないときは、当社におたずねください。」

(特定用語の表示基準)

第5条

事業者は、釣竿の品質、性能等に関し、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 永久を意味する用語

「永久」、「永遠」、「絶対に折れない」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。

(2) 完全を意味する用語

「完全」、「完ペキ」、「パーフェクト」、「絶対的」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用することができない。

(3) 安全を意味する用語

「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用することができない。

(4) 最上級を意味する用語

「最高」、「最上級」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

(5) 優位性を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「いちばん」、「トップでゆく」、「他の追随を許さない」、「抜群」、「画期的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

(特定事項の表示基準)

第6条

事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げ事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらな

(安全使用に関する注意事項)

第16条

規約第4号第7号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャストイング（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。

ければならない。

(1) 写真、イラスト

写真又はイラストを新聞、雑誌に表示する場合は、種別及び品名を表示するほか、できる限り具体的な説明を記載する。

(2) 競争銘柄との比較表示

ア 品質、性能、取引条件等について他社製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示する。

イ 自社既往製品との比較表示をする場合は、自社製品であること及び比較の対象となる品名を明示する。

(3) 賞、推奨等を受けた旨の表示

賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。

(4) 先径

釣竿の先径を表示する場合には、計測位置を竿先の外径とし、その単位をmmで表示する。

(5) 元径

釣竿の元径を表示する場合には、その単位をmmで表示するほか、計測位置を併せて表示する。

(不当表示の禁止)

第7条

事業者は、釣竿に関して次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 第3条から第6条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示
- (2) 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示
- (3) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (4) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示
- (5) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示

(不当表示の種類)

第17条

規約第7条各号の規定による不当表示の種類を例示すれば、次のとおりである。

- (1) グラスロッドについて「カーボンロッド」等の表示
- (2) 「永久に使えます」、「永遠に使えます」、「いつまでも使えます」等の表示
- (3) 原産国について、輸入品であるにもかかわらず「日本製」等の表示又は日本製と誤認されるマーク若しくは名称の使用（例えば「日の丸」のマーク、「大和」という名称）
- (4) 客観的な根拠によらないで使用材料別名称等についての「特選」、「極上」、「最高級」、「純」等の表示
- (5) 自己の取り扱う商品が客観的な根拠によらないで

- (6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれがある表示
- (7) 製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示

他社の商品より優位であると誤認されるおそれがある「当社だけ」、「ナンバーワン」等の表示

第8条

(削除)

(公正取引協議会の設置)

第9条

この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第10条

公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。
- (6) この規約に違反した者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第11条

公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第12条

公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第13条

公正取引協議会は、第11条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）

- を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
 - 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
 - 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第14条

公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。
- 3 公正取引協議会は、規約及び第1項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則及び運営要領を定めることができる。この細則又は運営要領を定め、変更し、又は廃止したときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

附 則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成28年11月24日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規約の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（平成28年11月24日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。

釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則

釣竿の表示に関する公正競争規約第3条及び同施行規則第3条及び同施行規則第10条にもとづき、公正マークを制定、その使用及び基準に関する規則を次のとおり定める。

- 第1条 公正マークを使用できるものは、全国釣竿公正取引協議会（以下「協議会」という。）の会員で、会員としての責務を履行している会員に限る。
- 第2条 公正マークを貼付する釣竿は、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッドとする。
- 第3条 公正マークは、その信用の維持と消費者の誤認を防止するため、協議会において統一して作成したものを使用する。
- 第4条 公正マークを使用する会員は、公正マーク使用申請書（別途様式）を協議会に提出するものとする。
- 第5条 協議会は申請された公正マーク使用申請書に基づき下記の項目により審査する。
（1）釣竿の表示に関する公正競争規約第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条に示す条件の適否
（2）釣竿の表示に公正競争規約施行規則に示す条件の適否
（参考）第2条（定義）第3条（必要表示事項）第5条（特定用語の表示基準）
第6条（特定事項の表示基準）第7条（不当表示の禁止）
- 第6条 協議会は、申請書を審査の上、適合したものについて認定書を交付する。
- 第7条 公正マークの仕様等は下記のとおりとする。
（1）公正マークの表示は、次の図柄をもって行う。



- （2）公正マークの大きさは、図柄の直径を8.5mm以上とする。
（3）公正マークの表示は、次のいずれかの方法で行っても差し支えない。
①公正マークを商品本体に印刷する方法
②公正マークを印刷したシールを商品本体に貼付する方法
- 2 公正マークは、商標法による登録を行うものとする。
- 第8条 公正マークの交付を受けようとするものは、別途理事会で決定した金額を納付するものとする。
- 附 則
1. この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出た日から施行する。
 2. この規則の施行前において事業者が出荷した釣竿の表示についてはなお従前の例による。

全国釣竿公正取引協議会会則

釣竿の表示に関する公正競争規約第14条第1項の規定に基づき、全国釣竿公正取引協議会の組織及び運営に関する規則を次の通り定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国釣竿公正取引協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の地域は、全国一円とし、事務所を東京都に置く。

(目的)

第3条 本会は、「釣竿の表示に関する公正競争規約」(以下、「規約」という。)に規定された必要な事項を円滑かつ確実に実施するための調査、指導及び監督を行い、もって釣竿業界の健全な発展を図ることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) 規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) 規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) 規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) 規約の規定に違反する疑いがある事実を調査すること。
- (6) 規約の違反に者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員となる資格を有するものは、規約第2条第2項に規定する事業者及びこれらの者が構成する団体(以下「団体会員」という。)とする。

(会員)

第6条 会員は毎年所定の会費を負担しなければならない。

2 前項の会費の額及び徴収方法は理事会において別に定める。

3 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

(入会)

第7条 本会の会員となろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(脱会)

第8条 会員は、その旨を会長に届出て、脱会することが出来る。

2 会員は、前項により脱会しようとするときは、脱会の日から3ヶ月前までにその旨を書面をもって、理事会に届けなければならない。また、本会に納付すべき会費、その他の経費のうち未納のものは完納しなければならない。

3 理事会は、前項の規定により脱会の予告を受けたときは、不当に脱会を制限してはならない。

4 会員は前項のほか、次の事由により本会を脱会する。

(1) 会員たる資格を喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(4) 会費が6ヶ月以上滞ったとき

(除名)

第9条 会長は会員が次の各号の一に該当するときは理事会の議決により、これを除名することができる。この場合には、本会はその理事会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ理事会で弁明する機会を与えるものとする。

1. 規約第12条第1項の規定による警告に従わないとき。

2. 正当な理由なく、会費を滞納したとき。

3. 本会の事業を妨げる行為その他本会の目的に著しく反すると認められる行為があったとき。

2 会長は前項の議決があったときには、除名の理由を明らかにした書面をもってその旨をその会員に通知するものとする。

第4章 役員

(役員の数)

第10条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名以内

専務理事 1名

理事 20名以内（うち会計理事1名）

監事 2名

（役員を選任）

第11条 役員は、総会において、会員のうちから選出し、会長、副会長、専務理事及び会計理事は、理事会の互選とする。

2 前項にかかわらず専務理事は会員外から選ぶことができる。

（役員の仕事）

第12条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき会務を掌理する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

6 会計理事は、本会計の事務を総括する。

（役員の任期）

第13条 役員の任期は2年とし、就任後、第2回目の定時総会終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

（名誉会長）

第14条 本会に名誉会長をおくことができる。

2 名誉会長は、本会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

（顧問）

第15条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会員又は学識経験者の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務に関し、会長の諮問に応じ意見を述べるすることができる。

第5章 会議

（総会）

第16条 総会は定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は毎事業年度終了後60日以内に会長がこれを召集する。

3 臨時総会は必要がある場合、理事会の決議により会長が随時これを召集する。

4 総会の召集は、開催日の2週間までに、会議の目的、日程及び場所を会員に通知す

る。

(議決事項)

第 17 条 総会は、会員によって構成し次の事項を議決する。総会に於ける議決権は、出席会員ごとに 1 票とする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告、収支決算及び財産目録に関すること。
- (3) 規約、施行規則の改訂に関すること。
- (4) 組織運営に関する規則に関すること。
- (5) 役員を選任及び解任に関すること。
- (6) 本会の解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項に関すること。

(総会の議決及び議長)

第 18 条 総会は、会員の過半数が出席していなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 会員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、委任状を提出することにより、前項の出席にかえることができる。
- 3 総会の議長は会長が行い、議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項第 3 号及び第 6 号に掲げる事項に係る議事については、出席者の 3 分の 2 以上の多数で決するものとする。

(理事会の招集)

第 19 条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会の招集は開催日の 1 週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を理事に通知するものとする。

(理事会の構成及び議決事項)

第 20 条 理事会は理事をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に提出する議案に関すること。
- (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (4) 会員の除名に関すること。
- (5) 本会目的達成のために必要な事項。
- (6) その他理事会が必要と認めた事項。

(理事会の議長)

第 21 条 理事会は、理事の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

- 2 理事会の議長は会長とする。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議事の決するところによる。

(特別議決)

第 22 条 次の事項は理事の 3 分の 2 以上が出席し、その議決権の過半数の議決を必要とする。

1. 規定及び規則の変更
2. 本会の解散
3. 会員の除名

(会議の議事録)

第 23 条 総会及び理事会の議事録は、議長及び出席者のなかから選任された議事録署名人 1 名以上が署名押印の上、これを本会に保存する。

(非会員の違反行為に対する措置)

第 24 条 本会は、非会員に規約第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定に違反する行為があると認めるときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に申告し必要な処置を講ずるよう求めることが出来る。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 25 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、次の職員を置くことができる。

- 事務局長 1 名
- 事務員 若干名

第 7 章 資産及び会計

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 27 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 本会設立当初に寄付された財産
 2. 会費
 3. 資産から生ずる収入
 4. 事業に伴う収入
- 2 その他の収入

(経費の支払い方法)

第 28 条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第 29 条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

1. 事業報告書
 2. 財産目録
 3. 貸借対照表
 4. 収支決算書
- 2 本会は、総会終了後1ヶ月以内に、第1項に掲げる書類とともに、その結果を消費者庁長官及び公正取引委員会に報告するものとする。

第8章 雑 則

(解散の場合の残余財産)

第30条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経て処分するものとする。

(規定に定めない事項)

第31条 この規則に定めない事項については、理事会の議決を経て決定する。

附 則

この規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行日から施行する。

名 簿

- ・ 会 員 名 簿
- ・ 役 員 (理事・ 監事) 名 簿
- ・ 総 務 委 員 会 委 員 名 簿
- ・ 調 査 指 導 委 員 会 委 員 名 簿



全国釣竿公正取引協議会
National Fishing Rod Fair Trade Conference

会員名	郵便番号	都道府県	住所	電話番号
代表者役職・氏名				F A X
青森宝栄工業株式会社	039-3214	青森県	上北郡六ヶ所村大字平沼字田面木246	0175-75-3121
代表取締役 和田 信一郎				0175-75-3125
株式会社アビア	550-0015	大阪府	大阪市西区南堀江1-14-26-5 B	06-6536-5002
代表取締役 宇津木 善生				06-6536-5003
有限会社アリゲーター技研	585-0239	神奈川県	相模原市中央区中央3-8-14	042-715-4130
代表取締役社長 筒井 彦次				042-852-4130
株式会社アレア Fishman事業部	060-0005	北海道	札幌市中央区北五条西6-1-23 第2北海道通信ビル9階	011-219-5051
代表取締役 赤塚 健一				011-351-5304
株式会社ヴァルケイン	286-0031	千葉県	成田市新町849-23 ウエスト II 103	0476-29-5555
代表取締役 菊地 栄一				0476-29-5520
有限会社ウイスト	350-1213	埼玉県	日高市高萩2472-3	042-985-1926
取締役社長 半藤 輝夫				042-978-5185
株式会社ウイング	332-0034	埼玉県	川口市並木2-26-3-301	048-259-6720
代表取締役社長 井上 昭彦				048-259-6722
有限会社ウォーターランド	311-2425	茨城県	潮来市あやめ1-14-1	0299-63-1862
代表取締役 村田 基				0299-63-3124
株式会社宇崎日新	669-3154	兵庫県	丹波市山南町梶425-5	0795-76-0138
代表取締役 宇崎 隆				0795-76-1973
株式会社エパグリーンインターナショナル	550-0005	大阪府	大阪市西区西本町1-8-8	06-6531-0339
代表取締役 橋本 俊哉				06-6531-3855
大橋漁具株式会社	321-0102	栃木県	宇都宮市江曾島町1031-9	028-658-0084
代表取締役 大橋 邦生				028-658-8421
株式会社オオモリ	110-0015	東京都	台東区東上野1-10-3	03-3832-8111
代表取締役 大森 加壽子				03-3832-8113
有限会社オフィス・ユーカーリ	411-0945	静岡県	駿東郡長泉町本宿362-5	055-960-7725
取締役社長 石川 優美子				055-988-1128
株式会社オリムピック	550-0013	大阪府	大阪市西区新町1-8-6	06-6533-8988
代表取締役 西野 正人				06-6533-3180
株式会社鶴祥	327-0003	栃木県	佐野市大橋町3194	0283-86-9870
代表取締役 鶴貝 伸佑				0283-86-9880
株式会社がまかつ	677-0014	兵庫県	西脇市郷瀬町417	0795-22-8867
代表取締役社長 藤井 治幸				0795-22-8813

会員名	郵便番号	都道府県	住所	電話番号
代表者役職・氏名				F A X
株式会社キャップス	535-0022	大阪府	大阪市旭区新森2-12-19	06-6955-2066
代表取締役 濱地 栄二				06-6958-2520
グローブライド株式会社	203-8511	東京都	東久留米市前沢3-14-16	042-475-2111
代表取締役社長 鈴木 一成				042-475-3334
株式会社剛樹	253-0071	神奈川県	茅ヶ崎市萩園2658-15	0467-38-8916
代表取締役社長 弦巻 剛				0467-38-8917
株式会社ゴーセン	541-0048	大阪府	大阪市中央区瓦町3-3-10 ニッケ大阪ビル4階	06-7175-7115
部長 吉本 昌史				06-6201-0741
株式会社34	819-0006	福岡県	福岡市西区姪浜駅南3-1-9 第三城南姪浜ビル2階	092-894-2034
代表取締役 中川 克己				092-894-2035
櫻井釣漁具株式会社	101-0044	東京都	千代田区鍛冶町1-8-1 神田サクラビル	03-3252-0711
代表取締役社長 櫻井 孝行				03-3258-0678
株式会社ささめ針	669-3144	兵庫県	丹波市山南町奥573-1	0795-77-0212
代表取締役 篠倉 庸良				0795-77-1400
株式会社ジークラック	501-1177	岐阜県	岐阜市中西郷4-135-1	058-260-6227
代表取締役 青木 邦充				058-216-3300
株式会社シマノ	590-8577	大阪府	堺市堺区老松町3丁-77	072-223-3210
代表取締役社長 島野 容三				072-223-3258
株式会社下田漁具	415-0022	静岡県	下田市二丁目5-9	0558-27-0866
代表取締役 宇都宮 正員				0558-22-2299
株式会社ジャクソン	422-8036	静岡県	静岡市駿河区敷地1-20-15	054-238-0223
代表取締役社長 加藤 慶太				054-238-0131
株式会社ジャッカル	520-0232	滋賀県	大津市真野5-22-7	077-571-2412
代表取締役社長 小野 俊郎				077-571-2413
株式会社ジャンプライズ	299-4301	千葉県	長生郡一宮町一宮367-4	0475-36-2542
代表取締役 井上 友樹				0475-36-2543
株式会社上州屋	340-0011	埼玉県	草加市栄町1-5-6	048-935-1581
代表取締役社長 鈴木 健一				048-935-2136
株式会社スズミエンタープライズ	340-0011	埼玉県	草加市栄町1-5-6	048-935-1581
代表取締役社長 鈴木 健一				048-935-2136
株式会社スミス	154-0011	東京都	世田谷区上馬4-23-1	03-3412-0075
代表取締役社長 鳥居 祐二				03-5433-3986

会員名	郵便番号	都道府県	住所	電話番号
代表者役職・氏名				F A X
征興産業株式会社	277-0011	千葉県	柏市東上町3-22	04-7164-6585
代表取締役 征矢 裕				04-7164-6587
株式会社ゼナック	669-3166	兵庫県	丹波市山南町小野尻335-1	0795-76-2001
代表取締役社長 笹倉 圭介				0795-76-1604
株式会社ゼニス	750-1136	山口県	下関市小月小島2-4-30	083-282-8547
代表取締役 田中 洋平				083-282-9165
株式会社タカミヤ	805-8539	福岡県	北九州市八幡東区前田企業団地1-1	093-661-3194
代表取締役会長 高宮 俊諱				093-671-9811
谷山商事株式会社	663-8233	兵庫県	西宮市津門川町5-28	0798-36-2233
代表取締役社長 谷山 令一				0798-36-5522
中央漁具株式会社	550-0005	大阪府	大阪市西区西本町1-8-8	06-6531-0917
代表取締役 橋本 俊哉				06-6531-0938
株式会社ツネミ	135-0023	東京都	江東区平野2-2-36	03-5245-5550
代表取締役 常見 英彦				03-5245-5564
株式会社釣王	813-0034	福岡県	福岡市東区多の津4-8-34	092-624-7026
代表取締役 谷山 洋				092-624-7028
株式会社ティムコ	130-8555	東京都	墨田区菊川3-1-11	03-5600-0120
代表取締役社長 酒井 誠一				03-5600-0301
テーパーアンドシェイプ株式会社	254-0032	神奈川県	平塚市八千代町16-16	0463-22-7225
代表取締役 島津 靖雄				0463-22-7235
株式会社天龍	399-2562	長野県	飯田市長野原700-42	0265-26-7550
代表取締役社長 塩澤 直人				0265-26-7570
株式会社バームス	254-0911	神奈川県	平塚市山下818-1	0463-26-5151
代表取締役 松下 久洋				0463-26-5155
株式会社林釣漁具製作所	780-8011	高知県	高知市梅ノ辻5-1	088-832-0052
代表取締役社長 久場 幸信				088-831-8127
ピュア・フィッシング・ジャパン株式会社	135-0042	東京都	江東区木場2-15-12 MAビル	03-6860-5180
代表取締役 吉川 祥一				03-6860-5181
株式会社フィッシャーマン	658-0053	兵庫県	神戸市東灘区住吉宮町7-6-24	078-856-3400
代表取締役 北住 幸康				078-856-3339
フィッシュ・アンド・ハート株式会社	520-0616	滋賀県	大津市南船路119	077-592-8121
代表取締役社長 藤原 忠雄				077-592-0107

会員名	郵便番号	都道府県	住所	電話番号
代表者役職・氏名				F A X
株式会社ブライトリバー	566-0044	大阪府	摂津市西一津屋2-12	06-6829-0252
代表取締役 松本 一良				06-6829-0252
株式会社フロッグプロダクツ	279-0004	千葉県	浦安市猫実5-18-17 村山ビル5-1F	047-381-0052
代表取締役 荒井 謙太				047-381-0135
マルキュー株式会社	363-8509	埼玉県	桶川市赤堀2-4	048-728-0909
代表取締役社長 岡田 信義				048-728-3909
株式会社ミヤマエ	577-0023	大阪府	東大阪市荒本1-2-32	06-6782-1006
代表取締役社長 宮前 昭宏				06-6788-3820
株式会社ムカイフィッシング	272-0034	千葉県	市川市市川2-28-12	047-325-1008
代表取締役 向 雄二				047-701-5336
メガバス株式会社	431-3115	静岡県	浜松市東区西ヶ崎町1590-1	053-431-0777
代表取締役社長 伊東 由樹				053-431-0778
株式会社モーリス	358-0033	埼玉県	入間市狭山台4-17-11	04-2935-0701
代表取締役 荒井 一郎				04-2935-0731
株式会社山鹿釣具	861-0543	熊本県	山鹿市小原字山口945	0968-44-0754
代表取締役 中宮 修一				0968-44-0755
株式会社ヤマリア	239-8688	神奈川県	横須賀市神明町1-41	046-854-7733
代表取締役 河原 也寸志				046-838-4955
株式会社ヤリエ	669-1535	兵庫県	三田市南が丘1-34-33	079-565-0555
代表取締役社長 鎗柄 行裕				079-565-0556
有限会社吉野釣竿製作所	334-0003	埼玉県	川口市坂下町1-14-1	0482-84-3211
代表取締役 吉野 忠汪				0482-83-3461
株式会社ラッキークラフト	932-0812	富山県	小矢部市金屋本江21	0766-68-3001
代表取締役 岩城 伸				0766-68-3089
株式会社リチャーズ	125-0031	東京都	葛飾区西水元6-7-8	03-3608-2100
代表取締役 鈴木 隆				03-3608-0580
有限会社リップル	861-0543	熊本県	山鹿市小原945	0968-41-3010
代表取締役社長 中宮 由香利				0968-41-5283
レジットデザイン株式会社	213-0034	神奈川県	川崎市高津区上作延146-1-607	044-863-6282
代表取締役 飯高 博文				044-863-6287

(社名50音順 63社)

役員名簿
(令和3年3月31日現在)

役職	氏名	所属
会長	藤井 治幸	株式会社がまかつ 代表取締役社長
副会長	鈴木 隆	株式会社リチャーズ 代表取締役
専務理事	小松 智昭	一般社団法人日本釣用品工業会 専務理事
理事(会計)	橋本 俊哉	株式会社エバーグリーンインターナショナル 代表取締役
理事	鈴木 健一	株式会社上州屋 代表取締役社長
	塩澤 直人	株式会社天龍 代表取締役社長
	櫻井 孝行	櫻井釣漁具株式会社 代表取締役社長
	谷山 令一	谷山商事株式会社 代表取締役社長
	宇崎 隆	株式会社宇崎日新 代表取締役社長
	加藤 慶太	株式会社ジャクソン 代表取締役社長
	鈴江 浩康	グローブライド株式会社 常務取締役
	保井 利彦	株式会社シマノ 釣具事業部 開発設計部長
監事	玉越 和夫	株式会社スミス 専務取締役
	姫野 哲司	株式会社ティムコ フィッシング部 企画開発課長

総務委員会名簿

(令和3年3月31日現在)

役職	氏名	所属
委員長	藤井 治幸	株式会社がまかつ 代表取締役社長
委員	鈴木 隆	株式会社リチャーズ 代表取締役社長
	橋本 俊哉	株式会社エバーグリーンインターナショナル 代表取締役
	塩澤 直人	株式会社天龍 代表取締役社長
	鈴江 浩康	グローブライド株式会社 常務取締役
	保井 利彦	株式会社シマノ 釣具事業部 開発設計部長

調査指導委員会名簿

(令和3年3月31日現在)

役職	氏名	会社名
委員長	姫野 哲司	株式会社ティムコ フィッシング部 企画開発課長
委員	武藤 勢弥	株式会社エバーグリーンインターナショナル 営業部 次長
	成尾 拓史	株式会社ジャッカル 広報
	三井 勇貴	株式会社天龍 開発部 課長
	伊藤 達也	株式会社上州屋 総務部 課長
	吉田 宗史	株式会社がまかつ 製造部 釣竿製造課 主任
	大田 勲	グローブライド株式会社 フィッシング生産本部 ロッド製造部 ロッド設計管理課長
	南 俊行	株式会社シマノ 釣具事業部 開発設計部 ロッド開発課 班長